

物とおなじ大笠と蘭といへるは同じ共、思ふに柄は用る時さして、常には取收むる物にや、笠は今の唐かさの如く疊まる、物にはあらし略。○中 古書に唐かさをもち、かさとのみいひしことあり、太平記にさして行かさぎの山を出しよりの御歌も、傘によせ給ひし也、笠に柄をさしたるがもとなれば、笠とのみもいふべきこと歟、今も唐かさをかさといふ。

〔享保集成絲綸錄 十五〕寶永七寅年五月

覺

一 御成之節、雨降候は、御供之面々、かさ合羽御免之事、

一 雨降候節は、御成先勤番之面々、組共にかさ合羽是又御免之事。略○中

右之通、雨降候節は、難儀可仕與、被思召候ニ付、御免被遊候間、向後著用可仕候、已上、

五月

〔徳川禁令考 三十一 狩獵〕享保九辰年七月廿五日

自今雨天之節、傘御免之儀覺

一 只今迄ハ御鷹野御成之節、雨天ニ候得バ笠御免ニ而候、自今ハからかさ御免被成候、就夫傘ハ

御賄方より差出させ可申候、當分ハ降不申、天氣如何と存候節ハ、御成先江傘遣し可申候、尤天

氣能候ハ、傘支度ニ不及候、

一 上野増上寺何方江之御成之節も、右同斷ニ相心得可申候、

右、佐渡守殿被仰渡候、

七月廿五日

〔享保集成絲綸錄 十五〕享保十一年四月

覺